

「男女の賃金の差異」の情報公表

女性活躍推進法に基づき、SUBARUテクノ株式会社の「男女の賃金の差異」の情報を公表いたします。

公表日:2024年5月7日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全従業員	81.6%
正規従業員	83.7%
非正規従業員 (嘱託・パートタイム従業員)	48.9%

- 対象期間: 令和5事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
- 賃 金: 基本給、諸手当、超過労働に対する報酬、賞与等含み、退職手当を除く
- 正規従業員: 出向者については、当社から社外への出向者を含み、他社から当社への出向者を除く
- 非正規従業員: 嘱託・パートタイム従業員を含み、派遣社員を除く

<差異についての補足説明>

非正規従業員は、定年再雇用の嘱託従業員とパートタイム従業員の2つの雇用区分からなる。
パートタイム従業員の多くは女性社員であり、時給制および労働時間が短い事から年間賃金総額平均で比較する差異は大きくなる。